### 避難勧告着目型タイムライン

#### 市町村長による避難勧告等の発令に着目して、河川管理 者と市町村等が協力して作成・運用する

- 〇国管理河川
- •国が管理する河川区間に関係する全ての市町村を対象 とする。
- •全730市町村策定済 (H29.6)
- ・継続して、改善、向上を推進
- 〇都道府県管理河川
  - ・平成29年度中に、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

#### 多機関連携型タイムライン

地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、<u>河川の特</u> <u>徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して作成・運用する</u>

- 〇国管理河川
  - ・荒川下流、庄内川など、25地域で取組が進行中。
- ・うち18地域で試行版を運用中
- ・継続して、改善、向上を推進
- 〇都道府県管理河川
  - ・国管理河川の取組を参考に進める

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(抜粋)

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
・避難勧告等発令の 対象区域、判断基 準等の確認(水害 対応タイムライン)	【国管理河川】 ・平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 ・全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等(※2)要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応 【都道府県管理河川】 ・平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。 ・平成29年4月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 ・平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。

## 多機関連携型タイムラインの策定による関係機関の連携強化

関係機関調整、ヒアリング等実施予定

●座長選定



- 市町は防災部局が代表として検討会へ参加し、建設、水道、福祉、教育部局等へは庁内で情報を共有する。
- タイムライン検討会の「発足式」、「完成式」は、千代川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会(仮称)と調整して合同で行う予定である。 ※下記、検討会メンバー(案)は、今後、検討を進めるなかで変更する可能性がある。
- 第1回検討会に向けた事前検討のため、各機関の方々へは資料提供やLアリング等の協力をお願いする。

